参考資料

※以下は参考資料ですので、今後変更となる場合があります。

○笠間市営住宅管理条例施行規則(案)

## (趣旨)

第1条 この規則は,笠間市営住宅管理条例(平成18年笠間市条例第166号。以下「条例」という。)の規定に基づき,条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市営住宅の名称等)

第1条の2 条例第2条の2第2項に規定する市営住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。 (入居者の資格)

第1条の3 条例第5条第1項第3号アの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合
- ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの
- (ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- (イ) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施 行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
- (ウ) 知的障害(イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度
- イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定 による厚生労働大臣の認定を受けている者
- エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成 13 年法律第 63 号)第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
- (3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(入居申込書及び許可書)

第1条の4 条例第7条に規定する市営住宅入居申込書は、様式第1号によるものとし、それぞれ次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 住宅困窮を証するに足る書類
- (2) 県税及び市町村税の納税証明書
- (3) 婚姻(予約を含む。)を証する書類
- (4) 前3号のほか、市長が必要と認める書類

第2条以下 省略

## 別表

名 称	位 置
寺崎住宅	笠間市寺崎 16 番地
石井不動前住宅	笠間市石井 1817 番地 2
佐城住宅	笠間市金井95番地2
寺崎第2住宅	笠間市寺崎 29 番地 2
稲田第2住宅	笠間市稲田 1870 番地 1
北の入住宅	笠間市箱田 941 番地 3
石崎住宅	笠間市石井 1828 番地 1
下市毛住宅	笠間市下市毛 1319 番地 9
稲田第2住宅	笠間市稲田 1870 番地 3
来栖住宅	笠間市来栖 1237 番地 1
石井第2住宅	笠間市石井 1725 番地 4
福原住宅	笠間市福原 43 番地 1
福原住宅	笠間市福原 41 番地 5